

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

150

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)

具体的な支障事例

京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂搬出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるかが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害復旧工事に対する補助対象の明確化を行うことで所有者の負担を軽減し、文化財建造物の防災対策を推進する。

根拠法令等

重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、桶川市、静岡県、八幡市、羽曳野市、徳島市、松山市、大牟田市、久留米市、長崎県、五島市

○本県においては、平成26年の台風災害において、寺院の庭園に被害が生じたが、早期の復旧を見送った事例がある。2次災害の恐れや、通行に支障を生じる場合、国の現状確認を待てないことは十分考えられるため、運用の改善が必要と考える。

○災害復旧工事においては拙速な対応が求められるが、文化財所有者(個人)に対しての負担を減らすために国庫補助対象の拡大を求めたい。

○本市にある国指定史跡・天然記念物で平成27年度に土砂災害が発生したが、土砂除去など応急的な措置については市の単費での負担となった(災害復旧工事については国庫補助を活用)。

○本市においても、重要文化財をはじめとする文化財指定を受けた建造物等や史跡が数多く存在する。提案団体と同様、災害等の影響で、国の現状確認前に、緊急に復旧工事が必要となった場合、所有者に対して大きな負担となる。

○平成24年4月に起きた大風により重要文化財が大きな被害を受けた。早急な対応が必要であったが、国の

補正予算を待っていては被害拡大のおそれがあり、所有者等へも大きな影響を与えるため、単県で補助し修理等を実施した。こうした緊急に対応する必要がある案件について、国庫補助がなかったため、文化財所有者に対して大きな負担となっている。

○建造物に限らず、文化財の災害復旧については補助対象となる範囲が極めて限定的で、災害復旧に必要な措置であっても補助対象とならない場合が多い。本市においても、史跡指定地の土砂崩れによって流出した土砂の緊急的な撤去は自己負担となった例が過去にある。

○国の現状確認前の緊急性の担保や事前確認の簡略化などの運用方法の検討などの課題はあるが、緊急に必要として措置した費用に対する所有者負担の軽減は、文化財保護に効果があると考えられる。

○災害時は関係機関との協議を待たずに、早急に対応しなければ被害が拡大する場合もあるため、災害復旧工事に対する補助対象の拡大等の運用改善を望む。